

## 高崎市職場環境改善事業補助金～申請から補助金交付の流れ～

①交付申請（申請者→本庁 商工振興課、各支所担当課（※下記「問い合わせ先」参照））

【受付期間】令和6年4月1日（月）～4月12日（金）必着

【提出方法】次の（１）～（３）の方法により提出してください。

- （１）インターネット（電子申請）：市HPから申請できます。
- （２）郵送：4月12日（金）必着  
簡易書留や特定記録郵便などの特殊郵便を利用してください。
- （３）窓口持参：商工振興課、各支所担当課



電子申請は  
市HPから

②申請書類等の審査・交付決定（本庁 商工振興課→申請者）

事業計画、企業規模、職場環境の現状、補助を利用した回数等を審査のうえ、交付の可否を決定します。

- ・審査には数ヵ月要する場合があります。
- ・追加資料の提出や現地調査が必要となる場合があります。

③事業着手（工事着工、設備等の購入）

市から「交付決定通知」が届いたら、速やかに工事等に着手してください。

- ・交付決定前に着工した工事、購入した設備は、交付の対象になりません。

※変更申請（申請者→本庁 商工振興課）

- ・交付決定後、工事等を変更する場合は、「変更申請」が必要となります。

④実績報告（申請者→本庁 商工振興課）

工事等が完了したら、30日以内に実績報告をしてください。

⑤補助金の交付

実績報告の内容を審査し、工事等が適正であると確認できたら補助金が交付されます。

- ・必要に応じて現地調査を行います。

◇問い合わせ先（平日8時30分～17時15分）◇

■本庁 〒370-8501 高崎市高松町35番地1  
高崎市役所 商工振興課 工業振興担当（13階）  
TEL（直通）：027-321-1256 / FAX：027-325-4879  
E-mail：shoukou@city.takasaki.gunma.jp

■各支所（※申請書の配布・受理のみ）

- ・倉渕支所地域振興課 027-378-4522
- ・箕郷支所産業課 027-371-9065
- ・群馬支所産業課 027-373-2447
- ・新町支所地域振興課 0274-42-1235
- ・榛名支所産業観光課 027-374-6712
- ・吉井支所産業課 027-387-3134

## 高崎市職場環境改善事業補助金の概要

制度の目的	快適な職場環境づくりを推進することにより、安定的、継続的な雇用を促進し、もって本市の産業振興を図るため、事業者が実施する職場への空調設備等の設置に係る経費の一部について、補助金を交付する。
交付の対象者	本市に法人の設立・異動届出書を提出してある法人（宗教法人は除く）又は本市に住民登録のある個人のうち、本市内の事業所で業を営み、かつ以下の①～③すべてに該当する者 ①高崎市暴力団排除条例第2条第1号から第3号に該当していないこと。 ②関係法令等に違反していないこと。 ③市税の滞納がないこと。
対象となる事業所	本市に所在する工場又は事務所のうち、専ら従業員のみを使用され、かつ継続して業務が行われる区域を対象とする。 ※接客、会議室、休憩室、役員室、倉庫、材料置場等に使用される区域は対象外 ※複数の事業所を同時に申請することができる。
対象となる設備及び経費	①空調設備 業務用エアコン、業務用冷風・温風機、大型の送風・換気装置等の設置工事費用及び購入費用とする。 ・「暑さ・寒さ対策」に直接寄与しない設備（空気清浄機、加湿器、シーリングファン、小型換気扇等のほか、冷暖房効率の向上や省電力化を目的とした設備）は対象外とする。 ・空調設備は新品未使用のものとし、中古品等は対象外とする。 ・空調設備設置の付帯工事とみなせない工事等は対象外とする。 ②遮断熱塗装 遮熱・断熱効果がある塗料を事業所の屋根、壁面等に塗装する工事費用とする。 ・軒天、破風板、雨樋、庇、ベランダやバルコニー等への塗装は対象外とする。 ・屋根、壁面の修復（張替え・防水等）工事のほか、塗装の付帯工事とみなせない工事等は対象外とする。 ・過去に本補助金を活用して塗装工事をした箇所への再塗装は対象外とする。 ・塗料の色彩は、高崎市景観色彩ガイドラインを遵守したものとする。 ※①と②は併用することができる。
工事等の発注先	設備の工事及び購入は、市内業者（※1）に発注するものとする。
補助金の額	・補助対象となる経費に2分の1を乗じて得た額とする（1千円未満切り捨て）。 ・1事業者あたりの交付上限額は、500万円とする。 ※対象外のスペースが含まれる場合は、面積案分等により交付額を算定する。
注意事項	・交付決定前の着工や設備購入は、交付の対象外とする。 ・他の制度等により補助金等の交付を受けた場合は、補助金交付の対象外とする。 ・本補助金の利用は1事業者あたり3回目までとし、1年度につき1回限りとする。

※1）本市に法人の設立・異動届出書を提出してある法人又は本市に住民登録のある個人のうち、補助の対象設備の工事や販売を業として営む者（見積書及び領収書を本市内の住所表記で発行できること）